

平成21年度「大学教育・学生支援推進事業」  
(就職支援推進プログラム)

**学生支援推進事業委員会 委員名簿**

委員長	小出 忠孝	愛知学院大学学長 学校法人愛知学院学院長
副委員長	永井 和之	中央大学学長 学校法人中央大学総長
委員	佐藤 弘毅	目白大学・同短期大学部学長 学校法人目白学園理事長
委員	濱田 勝宏	文化女子大学副学長 学校法人文化学園理事
委員	渡部 直樹	慶應義塾大学商学部教授 学校法人慶應義塾常任理事

(以上5名)

# 平成21年度 大学教育・学生支援推進事業 (就職支援推進プログラム)

## 公募要領(抜粋)

### 1 プログラムの背景・目的

#### [背景]

学生の就職内定率は、いわゆる「就職氷河期」と同様の大変厳しい状況にあり、第二の「ロス・ジェネレーション」をつくらないためにも、このような者への迅速な支援が急務となっており、大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）の就職支援態勢の強化を図るため、早急に支援する必要がある。

また、若年者の非正規雇用割合や早期離職者の増加など雇用情勢の変化の中で、就職や将来の進路に不安や悩みを持つ学生が増加しており、大学においても、各大学の自主性に基づきつつ、教育課程内外において、学生が自らの職業観、勤労観を培い、自ら向上するための支援を行うことが喫緊の課題となっている。

中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（平成21年8月26日）においては、学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたり、授業科目の選択等の履修指導、相談、その他助言、情報提供等を段階に応じて行い、これにより、学生が自ら向上することを大学の教育活動全体を通じて支援する「職業指導（キャリアガイダンス）」を適切に大学の教育活動に位置づけることが必要であり、入学時のガイダンス等の導入プログラムから、学生の適性、興味・関心などを踏まえ、履修指導等において、きめ細かい指導・助言が行われるよう職業指導（キャリアガイダンス）の充実に努めることなどの必要性が示されている。

#### [目的]

本プログラムは、大学等から申請された、各大学等における就職支援態勢の強化を図るための取組の中から、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組を選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、学生の就職率の向上やキャリア形成の促進を図ることを目的とする。

### 2 プログラムの概要

#### (1) 募集の対象

○ 学長（高等専門学校においては校長。以下、「学長等」という。）を中心とするマネジメント体制の下、国公立大学（大学院大学を除く）、短期大学、高等専門学校（私立とは設置者が学校法人のものに限る。）が、本プログラムにおいて設定する取組に沿った達成目標を明確にし、確実な計画のもとに、大学等の就職支援態勢の強化に資する以下の内容の取組を募集の対象とします。

### 【取組 1】

就職相談員（キャリアカウンセラー等）の配置促進による就職相談の充実  
（地域の企業、商工会議所やハローワーク等と連携した取組など）

### 【取組 2】

就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

○ 以下の単位で実施する取組を募集の対象とします。

大学全体、短期大学全体、高等専門学校全体で行う取組

※ 1 複数の大学等での共同の取組を申請することも可能です。

※ 2 【取組 2】については、学部、学科、専攻課程単位の取組を申請することも可能です。

※ 3 大学院、専攻科あるいは別科を対象に限定しているもの、もしくは主たる対象として  
いるものは募集の対象外とします。

○ 当該大学等において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等により文部科学省が行っている他のプログラム（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似の取組については申請することはできません。また、過去に選定され補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組についても申請することはできません。

○ 当該大学等において、平成21年度「大学教育・学生支援推進事業」（学生支援推進プログラム）で選定されている大学等（共同の取組を含む。）は申請することができません。

○ 国立及び公立については、国立大学法人運営費交付金をはじめ、学生支援の取組への様々な財政支援を受けていることから、私立大学を中心に措置します。

### （2）申請件数・募集内容等

○ 1つの大学等につき、複数の大学等での共同の取組を含め1件までの申請とします。

※ 【取組 1】又は【取組 2】のいずれかのみへの申請とし、同時申請はできません。

○ 複数の大学等での共同の取組を申請する場合は、主となる1つの大学等が代表となり申請してください。

### [取組の例]

（あくまでも例示であり、限定するものではありませんが、【取組 1】については、地域の企業、商工会議所やハローワーク等と連携した取組を優先的に選定します。）

#### 【取組 1】

- ・ 地域の企業、商工会議所の専門的知識や勤務経験のある者を就職相談員として雇用
- ・ 地域の企業、商工会議所と連携した企業説明会の開催
- ・ ハローワークと連携した求人情報の有効活用 など

#### 【取組 2】

- ・ 就職に関し、学生の適性に応じた学修相談・助言体制の整備（学生個々の適性を適性試験や個別面談により把握し、それぞれの適性に応じたきめ細やかな履修指導体制の整備）
- ・ 学生の職業意識の形成やキャリアへの円滑な移行が図られるよう、教育課程の内外に

わたり必要な資質能力の獲得を促進（地域社会や企業で直接体験する場（職場体験、インターンシップなど）を創出するなど実効性の高い取組を実施） など

○ 取組の趣旨・目的（取組を実施するにあたっての背景（現状と課題）、取組を実施する必要性、具体的な目的等）、取組による達成目標、取組の評価方法（効果測定の方法）、財政支援期間終了後の計画、将来の展望等を取りまとめて、文部科学大臣あてに申請書を提出してください。詳細については、「平成21年度 大学教育・学生支援推進事業（就職支援推進プログラム）申請書類等作成・提出について」を参照してください。

# 平成21年度 大学教育・学生支援推進事業 (就職支援推進プログラム)

## 審査要項

### I 趣旨・目的

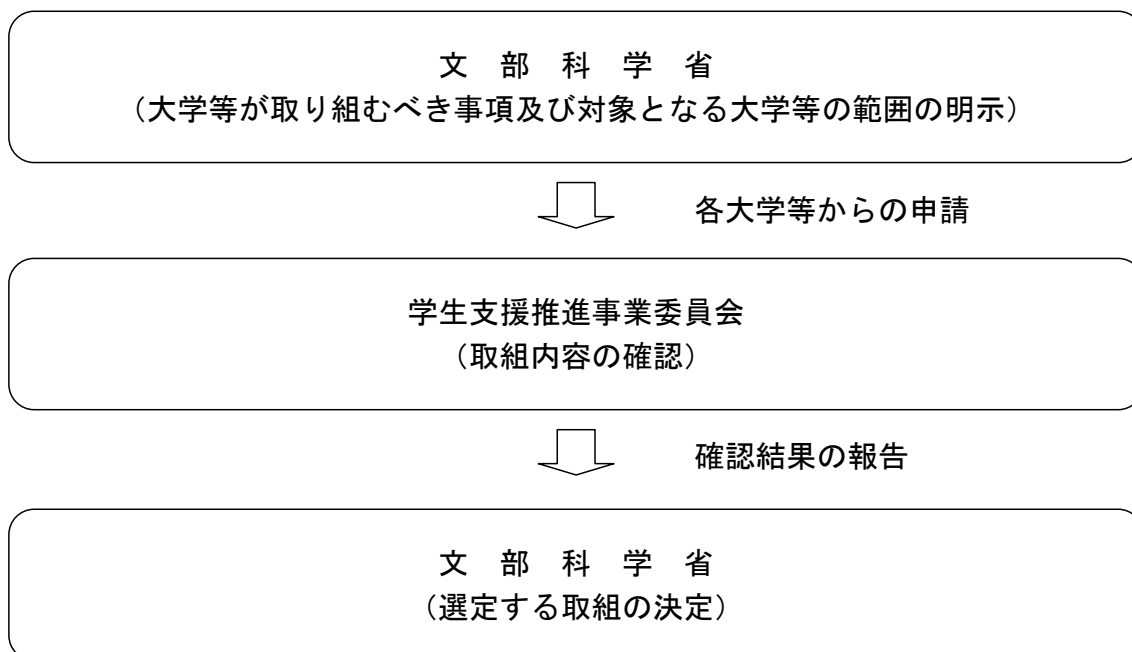
大学教育・学生支援推進事業（就職支援推進プログラム）（以下、「プログラム」という。）は、各大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）から申請された、各大学等における就職支援態勢の強化を図るための取組の中から、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組を選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、学生の就職率の向上やキャリア形成の促進を図ることを目的とする。

プログラムにかかる審査等は、この審査要項により行うものとする。

### II 選定までの手順

プログラムの選定のための確認等は、独立行政法人日本学生支援機構において運営される「学生支援推進事業委員会」及び文部科学省において行う。

#### 【選定までの流れ】



### Ⅲ 審査・確認方法等

プログラムにおける取組の選定にあたっては、次の事項に沿って評価する。

（【取組1】については1～8の事項、【取組2】については1～13の事項。）

- 1 取組の趣旨・目的・達成目標
  - ・就職支援態勢の強化のための取組か。
  - ・達成目標は明確か。
- 2 取組の具体的内容・実施体制
  - ・取組の具体的内容・実施体制は、目的・達成目標に有効か。
  - ・取組の実施体制は具体的か。
- 3 取組の評価体制・達成目標に対する指標
  - ・取組の評価体制は具体的か。
  - ・達成目標に対する達成度について具体的な指標が設定されているか。
- 4 取組の実実施計画等
  - ・実施計画は具体的か。
  - ・財政支援期間終了後の展開は具体的か。
- 5 最終学年に在籍していた学生のうち就職を希望していた学生の就職率  
（平成21年4月1日現在）  
【C】／【B】
  - 【A】：最終学年に在籍していた学生
  - 【B】：最終学年に在籍していた学生【A】のうち就職を希望していた学生
  - 【C】：就職した学生
- 6 最終学年に在籍していた学生に対する求人票の数の比率（平成21年4月1日現在）  
【D】／【A】
  - 【D】：最終学年に在籍していた学生【A】に対する求人票の数
- 7 就職支援体制（平成21年4月1日現在）
  - ・就職支援相談窓口の有無
  - ・最終学年に相当する入学定員に対する就職支援担当職員1人当たりの学生数【E】／【F】
  - 【E】：最終学年に相当する入学定員
  - 【F】：就職支援に関する業務を主たる職務とする職員（常勤・非常勤を問わない）- ・就職支援担当職員1人当たりが受けた相談件数（平成20年度実績）
【G】／【F】
  - 【G】：就職支援担当職員が受けた相談件数

- 8 就職内定状況（平成21年11月末以降で把握している最新の状況）  
【J】／【I】  
【H】：最終学年に在籍している学生  
【I】：最終学年に在籍している学生【H】のうち就職を希望している学生  
【J】：就職内定を得ている学生
- 9 大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うため、教育課程の実施及び厚生補導を通じて指導・支援を行うキャリアガイダンスの実施状況。（平成21年12月末現在）
- 10 学生の適性と能力に応じた相談、指導、情報提供等の支援を行い、職業的自立へ導く専門的なキャリア・コンサルティングを行う人材の配置などの体制の整備状況  
（平成21年12月末現在）
- 11 キャリア教育（学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する教育）を目的とした授業科目の開設状況  
（平成21年12月末現在）
- 12 教育課程外におけるビジネスマナー講座、種々の資格取得講座開設の有無  
（平成21年12月末現在）
- 13 ホームページ、大学独自の就職情報誌、メーリングシステム等を通じた学生への就職情報等の提供の有無（平成21年12月末現在）

## IV その他

### 1 開示・非開示

(1) 「学生支援推進事業委員会」(以下、「委員会」という。)の審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議は、専ら審査等に関する審議内容であるため、審査等の円滑な遂行確保の観点から、会議及び会議資料は、原則、非公開とする。
- ② 審査・評価の結果は、文部科学省へ報告することとする。

(2) 委員氏名について

委員の氏名は、選定後に公表することとする。

### 2 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の審査等を行わないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・委員が当該大学、短期大学、高等専門学校の専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・委員が当該大学・学校法人等の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・その他委員が中立・公正に審査等を行うことが困難であると判断される場合

### 3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

(1) 審査等の過程で知り得た個人情報及び対象大学等の審査内容等に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報(申請書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(3) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。

### 4 状況調査等

本プログラムの審査・評価方法の改善等のために取組の支援期間終了後に状況調査を行うこととする。



# 緊急雇用対策（抜粋）

平成21年10月23日  
緊急雇用対策本部

## I. 基本的な方針

### 1. 基本認識

（2）「貧困・困窮者、新卒者への支援」を最優先する

—最優先課題として、最も困っている人を全力で支援する

- ・経済雇用情勢の悪化の影響は、経済的・社会的に弱い立場にある人々にしわ寄せされる形で最も大きく現れる。具体的には、貧困・困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性であり、さらには来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒である。こうした求職中の貧困・困窮者や新卒者への支援は緊急を要しており、雇用維持努力への支援や中小企業支援とあわせて、最優先課題として全力で取り組む。

## II. 具体的な対策

### 1. 緊急的な支援措置

（1）緊急支援アクションプラン

—「貧困・困窮者、新卒者支援」

<新卒者支援>

（目標）来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

（アクションプランの内容）

#### ①新卒者の就職支援態勢の強化

- (7) 「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備
  - ・支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備
- (4) 大学等の就職支援の充実
  - ・就職相談窓口の充実（キャリアカウンセラーの配置など）、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導（キャリアガイダンス）の制度化

#### ②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消

- 「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開—
- (7) 求人・求職、内定関連情報の収集・提供
- (4) 学生を対象とした合同就職説明会等の実施
- (6) 企業に対する求人拡大への要請
- (5) 採用意欲のある中小企業等の掘り起こし
  - ・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表（年明け予定）

#### ③「4月就職以外の道」の選択の支援

- (7) 企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請
- (4) 学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

#### ④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

（アクションプランの進め方）

##### ①国の取組

- ・国に設置した「緊急支援アクションチーム（後述）」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

##### ②地域における取組

- ・関係地方自治体・関係団体の協力を得て、地域の学校・ハローワーク・産業界が一体となって具体的な取組を推進する。

## 大学設置基準の一部を改正する省令案等の概要

### 1. 改正の趣旨

現在の厳しい雇用情勢や、学生の資質能力に対する社会からの要請、学生の多様化に伴う卒業後の移行支援の必要性等を踏まえ、大学は、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが必要である。

中央教育審議会大学分科会も、同様の趣旨を提言しており、また、大学分科会に設けられた質保証システム部会も、本件について審議経過を整理している。

#### 「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（21年8月中教審大学分科会）

学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたり、授業科目の選択等の履修指導、相談、その他助言、情報提供等を段階に応じて行い、これにより、学生が自ら向上することを大学の教育活動全体を通じて支援する「職業指導（キャリアガイダンス）」を適切に大学の教育活動に位置づけることが必要である。・・・このため、法令上も、職業指導（キャリアガイダンス）の実施を明確にすることにより、大学において組織的かつ計画的な取組を推進することが重要である。

### 2. 改正の内容

大学設置基準及び短期大学設置基準において、次のような趣旨の規定を新設する。（大学の取組を画一的なものとせず、教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等に関する大学の多様な取組を推進する観点を踏まえて規定する。）

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

### 3. 公布・施行

平成23年4月1日施行とする。なお、平成23年4月開設分に係る大学等の設置認可審査においては、今般の改正内容を踏まえて、審査を行うこととする。

※ 関連資料については、以下のURLより参照ください。

URL：[http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN\\_TYPE=2&Doing](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=2&Doing)

案件名：大学設置基準の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

[意見公募期間：平成21年12月17日～平成22年1月15日]

〈問合せ先〉 文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室

電話：03-5253-4111（内線3772）